

地財協第48号
令和5年8月10日

お客様各位

一般財団法人 地方財務協会
事務局長 菊池雄三
(公印省略)

令和6基準年度『固定資産(家屋)評価基準』及び
令和6基準年度『単位当たり標準評点数の積算基礎』
発行のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の事業運営等につきまして格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、下記のとおり令和6基準年度『固定資産(家屋)評価基準』(最新版)及び令和6基準年度『単位当たり標準評点数の積算基礎』(最新版)を発行いたしますので、購入をご希望の場合は、別紙申込書によりお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

また、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、関係部局にも広くご紹介賜りますようお願い申し上げます。

時節柄、貴職の一層のご健勝をお祈りいたします。

敬具

記

- 令和6基準年度『固定資産(家屋)評価基準』
- 令和6基準年度『単位当たり標準評点数の積算基礎』

※定価・発行時期等については、別添「発行図書概要」をご覧ください。

<問合せ先>
一般財団法人 地方財務協会 事業部
TEL (03)3261-8547
FAX (03)3261-9170
MAIL info@chizai.or.jp
HP <https://www.chihou-zaimu.com/>

【別添】

発行図書概要

○ 令和6基準年度『固定資産（家屋）評価基準』

本書は、令和6基準年度の家屋の評価替えに伴い適用される木造家屋及び非木造家屋に係る再建築費評点基準表の全てを収録したものであり、評価事務担当者必携の書です。

- (1) 規 格 A 4 判
- (2) 価 格 6, 7 1 0 円 (税込)
- (3) 発 行 令和5年9月下旬 (予定)

○ 令和6基準年度『単位当たり標準評点数の積算基礎』

本書は、令和6基準年度の家屋の評価替えに伴い適用される木造家屋及び非木造家屋等に係る各評点項目ごとの単位当たり標準評点数の積算基礎を収録したものであり、『固定資産（家屋）評価基準』と同じく、評価事務担当者必携の書です。

- (1) 規 格 A 4 判
- (2) 価 格 1, 5 4 0 円 (税込)
- (3) 発 行 令和5年8月下旬 (予定)

<問合せ先>

一般財団法人 地方財務協会 事業部

T E L (03)3261-8547

F A X (03)3261-9170

MAIL info@chizai.or.jp

HP <https://www.chihou-zaimu.com/>

図 書 申 込 書

(一財) 地方財務協会 事業部 行
〒102-0093 東京都千代田平河町2-4-9
電話 (03) 3261-8547

申し込み先 F A X 番号

(03)3261-9170

mail : info@chizai.or.jp

| 図 書 名 | 申込部数 |
|---|------|
| 令和6年基準年度 『固定資産（家屋）評価基準』 定価 6,710 円（税込） <A4判> 令和5年9月下旬発行予定 | 部 |

○本書は、令和6基準年度の家屋の評価替えに伴い適用される木造家屋及び非木造家屋に係る再建築費評点基準表の全てを収録したものであり、評価事務担当者必携の書です。

| 図 書 名 | 申込部数 |
|---|------|
| 令和6基準年度 『単位当たり標準評点数の積算基礎』 定価 1,540 円（税込） <A4判> 令和5年8月下旬発行予定 | 部 |

○本書は、令和6基準年度の家屋の評価替えに伴い適用される木造家屋及び非木造家屋等に係る各評点項目ごとの単位当たり標準評点数の積算基礎を収録したものであり、『固定資産（家屋）評価基準』と同じく、評価事務担当者必携の書です。

※ご注文いただいた図書が全て発行されてから発送させていただきます。

申込日：令和 年 月 日

| | | | |
|---------------|----------|-------|--|
| 送付先 ご住所 | 〒 - | | |
| 団体名 | | | |
| 局部課名 | ご担当者名 | | |
| 電話番号 | F A X 番号 | | |
| 請求書宛名 (必須) | 納品書日付 | 有 ・ 無 | |

※適格請求書等保存方式（インボイス制度）移行に伴い、請求書宛名は記載必須事項になります。また、請求書については原則日付が記載されます。

| | |
|-----|--|
| 通信欄 | |
|-----|--|

(地財協第48号・令和5年8月10日)

市町村コード（全国地方公共団体
コード）5桁をご記入ください

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | |
|--|--|--|--|--|